

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（本預金口座の名義人、もしくは本契約の契約者(預金口座名義人を含む。)以下同じ。）は、次のいずれかの一にでも該当し、虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引、または各種取引が停止され、または通知によりこの預金口座、または各種取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1. 私が口座開設、貸金庫取引等の開始など各種取引の申込み時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. 貴行との取引に際し、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

以上